

令和5年度熊野古道伊勢路踏破ウォーク事業運営委託業務 企画提案コンペ参加仕様書

1 委託業務の概要

- (1) 名称 令和5年度熊野古道伊勢路踏破ウォーク事業運営委託業務
- (2) 期間 契約締結の日から令和6年3月21日(木)まで
- (3) 内容 別添「業務仕様書」のとおり

2 契約上限額

5,645,860円(消費税及び地方消費税を含む。)

3 参加条件

企画提案コンペ参加資格確認申請書(第1号様式)及び同申請書3に記載の添付書類を提出した者

4 参加手続

企画提案コンペの参加希望者は、企画提案コンペ参加資格確認申請書(第1号様式)及び同申請書3に記載の添付書類を提出してください。また、必要がある場合は、委任状(第4号様式)1部をあわせて提出してください。

(1) 提出期限

令和5年9月28日(木)13時まで(必着)

(2) 提出先

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県地域連携・交通部 南部地域振興局 東紀州振興課(三重県庁2階)

(3) 提出方法

上記の提出先へ持参又は郵便、民間事業者による信書便により提出してください(電子メール及びファクシミリでの提出はお受けできません。)

なお、郵送等により提出する場合は、提出期限までに、電話にて「12 担当部局」に書類の受理確認を行ってください。

(4) 参加資格確認結果

令和5年10月11日(水)までに電子メールにて通知します。

5 企画提案コンペの実施方法

提案者は、下記のとおり企画提案資料を提出期限までに提出してください。なお、提案の提出は、1事業者につき1件までとします。

本仕様書に基づき提出された企画提案資料について、別に設置する「令和5年度熊野古道伊勢路踏破ウォーク事業運営委託業務 企画提案コンペ選定委員会」(以下「選定委員会」という。)において、書面審査とプレゼンテーション審査を行い、最優秀

提案を選定します。

最優秀提案は、条件を付与したうえで選定する場合があります（提案者は、付与された条件を承諾できない場合は、提案を取り下げることができます。）。

(1) 提出期限

令和5年10月16日（月）正午まで（必着）

(2) 提出先

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県地域連携・交通部 南部地域振興局 東紀州振興課（三重県庁2階）

(3) 提出方法

上記の提出先へ持参又は郵便、民間事業者による信書便により提出してください（電子メール及びファクシミリでの提出はお受けできません。）。

なお、郵送等により提出する場合は、提出期限までに、電話にて「12 担当部局」に書類の受理確認を行ってください。

(4) 提出を求める企画提案資料及び提出部数

① 見積書 8部（正1部、写し7部）

- ・見積金額は、本業務の履行に要するすべての経費を含めて記載すること。
- ・費用の内訳を可能な限り記載すること。
- ・見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額（当該金額が1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって契約金額とするため、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。

② 提案事業者の概要書 8部（正1部、写し7部）

提案事業者の組織概要（名称、所在地、設立年月日、資本金、従業員数等）、組織体制（主な事業所を含む）、沿革等を簡潔に記載したもの。

③ 共同事業体協定書兼委任状（第3号様式） 8部（正1部、写し7部）

共同事業体等、複数者から成る組織による申請の場合に提出が必要です。また共同事業体の組織規程や会則、契約書等の写しを添付してください。

④ 企画提案書 8部（正1部、写し7部）

原則A4版・両面長辺綴じ印刷・文字サイズおおむね11ポイント以上
表紙を含め15ページ以内

記載内容（実際に履行可能な内容を記載すること。）

ア 企画提案の内容

(ア) 熊野古道伊勢路踏破ウォークの業務内容に関すること

業務仕様書4（1）「イベントの運営」について、次の項目を含めて提案してください。

- ・大会要項作成の概要
- ・語り部手配の概要

- ・救護担当者の確保、配置の概要
- ・参加費の徴収及び保険加入に関する概要
- ・参加者の移送方法の概要
- ・イベントスタッフの配置及び実施体制の概要
- ・告知用チラシ

(イ) トークイベントに関すること

- ・トークイベントの概要（人選や実施場所等）について提案してください。

(ウ) その他

- ・熊野古道伊勢路の来訪につなげるための工夫について提案してください。

イ 実施スケジュール

当業務を円滑に推進するための具体的スケジュールを記載してください。

ウ 業務の実施体制

当業務を円滑に推進するための実施体制の詳細を記載してください。

エ 類似事業の実績

過去3年の間に、今回の契約金額と同規模程度の実績があれば、その内容（事業概要、実施年度、契約相手先等）を記載してください（5件まで）。

(5) 第1次審査（書面審査）の実施

実施日時 令和5年10月18日（水）（予定）

※応募多数の場合に実施し、提案者数が少ない場合は省略します。

(6) 第2次審査（プレゼンテーション審査）の実施

提出された企画提案資料の審査を行うため、下記のとおりプレゼンテーション審査を実施します。プレゼンテーションにおける説明は、上記（4）の企画提案資料により行うものとします。

実施日時 令和5年10月20日（金）（予定）

※プレゼンテーションの実施日時・方法は、令和5年10月18日（水）（予定）に、電子メール等にて連絡します。

(7) 審査の結果

① 第1次審査（書面審査）

審査の結果は、第2次審査対象者を決定した後、提案したすべての者に対して速やかに通知します。

② 第2次審査（プレゼンテーション審査）

審査の結果は、最優秀提案者を決定した後、第2次審査対象者に対して速やかに通知します。

6 最優秀提案を選定するための評価基準

審査にあたっては、下記の項目を重視し、企画提案資料を総合的に評価して選定します。

(1) 的確性

- ・企画提案の内容は、業務の目的を理解し、仕様書に定める要件をすべて満たしたうえで、目的達成のために効果的な手法及び内容が、具体的に提案されているか。
- (2) 業務遂行性 (比重配点×2)
- ・限られた期間内で、迅速で機動的な対応が可能であり、業務遂行に必要な能力のある経験豊かな職員を確保した実施体制をとることができるか。
 - ・提案内容は実施可能な内容で、着実な履行が期待できるか。
- (3) 企画性
- ・業務の目的及をふまえ、提案内容は、誘客につながる効果的な企画提案となっているか。
- (4) 経済的合理性
- ・見積額及び積算内訳・根拠は適当か。また、費用対効果の観点から事業予算額が効率的であるか。

7 質疑応答

質問事項の取扱いについては、下記のとおりとします。

(1) 質問の受付期間

入札公告の翌日から令和5年9月26日(火) 15時まで(必着)

(2) 質問の方法

質問申請書(第5号様式)について、「12 担当部局」あてに電子メールにより提出してください。電子メールの送信後、必ず電話にて受理確認をしてください。

(3) 質問の内容

質問は、原則として、当該委託業務にかかる条件や応募手続き等の事項に限るものとし、企画内容に関するもの、他の応募者の提案書提出状況に関するもの、積算に関するもの及び採点に関するものにはお答えできませんので、ご了承ください。

(4) 質問に対する回答

受け付けした質問に対する回答は、令和5年9月27日(水)までに、三重県ホームページの「企画提案コンペ等情報」に掲載します。

なお、質問申請書の提出の有無にかかわらず、企画提案資料の提出前には質問内容に対する回答ページをご確認ください。

8 契約方法に関する事項

- (1) 最優秀提案者との契約締結時には、下記の①から③までの書類が各1部ずつ必要となります。

① 消費税及び地方消費税についての「納税証明書(その3 未納税額のないこと用)」(所管税務署が企画提案資料提出期限の6か月前までに発行したもの)の写

し

② 三重県に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、県税についての「納税確認書」（三重県の県税事務所が企画提案資料提出期限の6か月前までに発行したもの）の写し

③ 契約実績証明書（第2号様式）

過去3年の間に、今回の委託金額と同規模程度（又は同規模以上）の契約実績がある場合に提出してください。

(2) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限りま

す。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。
また、三重県会計規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、三重県会計規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

(3) 契約書は2通作成し、双方各1通を保有します。

9 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

三重県は、受託業者が三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱第3条又は第4条の規定により、三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

10 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

(1) 受託業者が契約の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下暴力団等という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。

① 断固として不当介入を拒否すること。

② 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

③ 「12 担当部局」に報告すること。

④ 契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、担当部局と協議を行うこと。

(2) 受託業者が上記10(1)②又は③の義務を怠ったときは、三重県の締結する物

件関係契約からの暴力団等排除措置要綱第7条の規定を準用し、三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じます。

11 その他

- (1) 企画提案コンペ及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨については、日本語及び日本国通貨に限ることとします。
- (2) 提案に必要な一切の費用は、各提案者の負担とします。
- (3) 企画提案書提出後、事業者が決定するまでの間は、企画提案書に記載された内容の変更を認めません。
- (4) 企画提案書は、契約に至った場合に使用する他、事業者選定以外には使用しないものとし、県の文書規程に従い管理を行います。また、提出のあった各提案書については、返還を行いません。
- (5) 提出された提案書については、三重県情報公開条例に基づき情報公開の対象となります。ただし、企業秘密など公開することで提案者に不利益を与える部分は、原則として公開しないので、その部分を明記してください。
- (6) 契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別紙「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守してください。また、個人情報保護法第176条、第180条及び第184条に委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対する罰則規定があるので留意してください。
- (7) その他必要な事項は、三重県会計規則の規定によるものとします。

12 担当部局

〒514-8570

三重県津市広明町13番地

三重県地域連携・交通部 南部地域振興局 東紀州振興課（担当：山口）

電話 059-224-2193 FAX 059-224-2418

E-mail hkishu@pref.mie.lg.jp